

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月13日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第31号

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第7条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第6条中「市営バス」を「定時定路線バス」に改め、同条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第1項中

「

路線	運行日
五頭温泉郷線	毎日
分田線	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
千唐仁線	
江端線	
寺社線	
大室線	
駒林線	
前山線	
折居大日線	
神山線	
安田地域循環線	

」

を

「

路線	運行日
五頭温泉郷線	毎日
分田線	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
千唐仁線	

折居大日線	号) に規定する休日を除く。)
神山線	
安田地域循環線	
A I オンデマンドバス	

」

に改め、同条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(運行区域等)

第 5 条 A I オンデマンドバスの運行区域は、阿賀野市全域とする。

第 3 条第 1 項中「市営バス」を「定時定路線バス」に、「路線」を「運行路線」に改め、第 4 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 4 号とし、第 10 号を第 5 号とし、第 11 号を第 6 号とし、同条第 2 項中「路線」を「運行路線」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(運行形態)

第 3 条 市営バスの運行形態は、定時定路線運行（以下「定時定路線バス」という。）と A I オンデマンド運行（以下「A I オンデマンドバス」という。）とする。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「第 8 条」を「第 10 条」に改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「第 9 条」を「第 11 条」に改める。

第 5 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式中「第 10 条」を「第 12 条」に改める。

第 8 号様式中「第 13 条」を「第 15 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。